

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的視点

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、 基本的な視点を次のように定めます。

1. 住民参加の視点

福祉教育の充実や人権意識の醸成を図ることにより、 福祉活動に従事する住民の意識や関心を高めるとともに、 行政区組織、 ボランティア団体やNPO法人等の育成・活動支援の充実、 市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携により、 福祉ネットワークの形成を図るなど地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

2. 利用者中心の視点

地域の人材や施設等の地域福祉資源の有効活用に努め、 地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進めます。 また、 福祉サービスを必要とする人が、 適切なサービスを利用できるよう、 サービス情報の提供や利用促進に取り組みます。

3. サービスの総合化の視点

地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、 地域住民、 団体、 関係機関や行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、 福祉、 保健、 医療その他生活関連分野にまたがる公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することにより、 サービスの質や量を確保し、 利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できる体制を目指します。

4. 住民、 団体、 行政の協働の視点

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、 日常生活におけるさまざまな課題に対し、 住民のニーズ把握に努め、 福祉の基盤整備や、 住民、 団体が活躍できるような条件整備に努めます。 また、 住民、 団体等は地域の課題に応じた施策の提案を行い、 協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

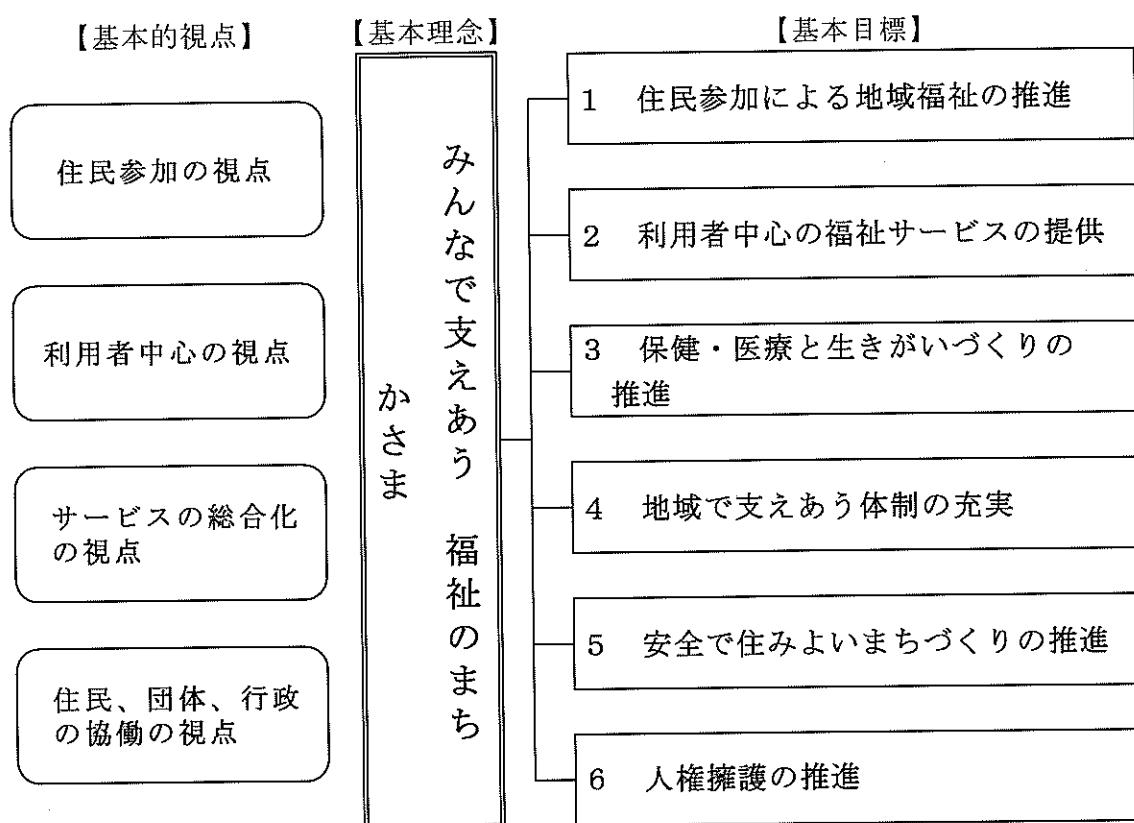
第2節 計画の基本理念

本市は、笠間市総合計画で「にぎわいの創造」、「やさしさの創造」、「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間～みんなで創る文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。



【計画の基本目標】

1. 住民参加による地域福祉の推進

地域福祉を推進するにあたっては、住民個々が必要と思われる支援を他人任せにするのではなく自分自身が積極的に地域の輪に入り、できる範囲での役割を果たすことが望まれます。そのためには、各種機会を利用した広報・啓発活動を進めるとともに、福祉教育の充実による住民意識の向上と、リーダーやボランティアの人材育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを推進していきます。

2. 利用者中心の福祉サービスの提供

社会福祉法では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進と、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加促進が、地域福祉の重要な柱となっています。利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業^{*}や成年後見制度^{**}の推進等により、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。

3. 保健・医療と生きがいづくりの推進

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個々人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。住民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け、保健・医療との連携強化を図ります。また、就労意欲のある高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

4. 地域で支えあう体制の充実

地域福祉を推進していくためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障がい者、子育て中の親子等を地域で支える共助の部分をさらに推進していきます。市内で活動している福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実、地域コミュニティの活動拠点の整備やコミュニティビジネス^{***}の振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいのコミュニティづくりを推進していきます。

*日常生活自立支援事業：地域福祉権利擁護事業の名称変更。認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理サービス等を行う事業。市社会福祉協議会で実施。

**成年後見制度：家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等を行なう法律行為。

***コミュニティビジネス：地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。地域における働きがい、生きがいを生み出し、地域づくりに寄与するものとして期待されている。

5. 安全で住みよいまちづくりの推進

だれもが住みやすく、社会参加しやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障がい者等の交通弱者に配慮し、地域のバリアフリー化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化、災害時要援護者の安否確認と避難支援、自主防災組織の育成等による防災体制の充実により、安全で住みよいまちづくりを推進します。

6. 人権擁護の推進

わが国の福祉は、年齢、性別や身体的条件等にかかわりなく、だれもが自分らしく生きるノーマライゼーション[※]社会の実現を目指して推進されています。さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図るとともに、住民の抱える人権問題に関する相談体制の充実、判断能力の十分でない人への支援、男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

※ノーマライゼーション：誰もが住みなれた地域で生活できるような「共に生きる」地域社会を目指すこと。今日の社会福祉における基本的な考え方となっている。

第4節 計画の体系

